

第2次 神奈川県内広域水道企業団
地球温暖化対策実行計画
(改訂版)



平成25年11月19日 策定

神奈川県内広域水道企業団

目 次

I 策定趣旨	
1. 実行計画の目的	1
2. 第2次実行計画における温室効果ガスの排出量に関する目標の達成状況	1
3. 実行計画の見直しの要点	
(1) 温室効果ガスの排出量に関する目標	2
(2) 推進・点検体制の強化	2
II 基本事項	
1. 期間及び基準年度	2
2. 実行計画の対象範囲	2
3. 温室効果ガスの種類	2
III 平成18年度の温室効果ガスの排出状況について	
1. 温室効果ガスの種類別排出量	3
2. 活動区分別の温室効果ガスの排出量	3
3. 事業所別の温室効果ガスの排出量	3
IV 温室効果ガスの排出量等に関する目標	
1. 温室効果ガスの排出量に関する目標	4
2. 温室効果ガスの排出量を削減するための個別数値目標	
(1) 電力量の削減	4
(2) 公用車の燃料使用量の削減	4
3. 環境負荷を低減するための個別数値目標	
(1) 水道使用量の削減	5
(2) 用紙類及び印刷物使用枚数の削減	5
V 目標の達成に向けた取組	
1. 温室効果ガスの排出量を削減するための取組	
(1) 日常的に全職員が実施する取組	
ア 電力量の削減	
(ア) 冷暖房・空調機器	5
(イ) 照 明	5
(ウ) 電気機器等	5
イ 公用車の利用	
(ア) 公用車の利用方法の検討	5
(イ) エコドライブの徹底	6
(2) 施設等の管理に当たっての取組（施設及び公用車の管理を行う所属の取組）	
ア 省エネルギーの推進	6
イ 新エネルギーの活用	6
ウ 公用車の導入	6
エ 燃料の削減	6
オ 代替フロンの管理	6
カ 周辺の自然環境の保全	6

(3) 施設等の設計、施工、解体、修理、廃棄に当たっての取組（施設等の設計、施工、解体、修理、廃棄を行う所属の取組）	
ア 周辺や屋上の緑化	6
イ 温室効果ガスの排出の少ない設備等の導入	6
ウ 省エネルギー対策	7
エ 温室効果ガスの低減に資する素材の選択	7
オ 代替フロン回収等	7
カ 建設副産物の減量及び再資源化	7

2. 環境負荷を低減するための取組

(1) 水道使用量の削減	7
(2) 用紙類及び印刷物使用枚数の削減	7
(3) 環境に配慮した物品の購入等	8
(4) 3Rの推進（3R＝リデュース・リユース・リサイクル）	
ア リデュース（ゴミの発生抑制）	8
イ リユース（再利用）	8
ウ リサイクル（再資源化）	8
(5) 産業廃棄物の適正処理	8

VI 実行計画の推進、点検及び評価

1. 推進・点検体制

(1) 組織	9
(2) 業務分担	9
2. 点検、評価及び見直し	9
3. 職員への啓発・研修	10
4. 公表の手續	10

I 策定趣旨

1. 実行計画の目的

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題のひとつです。気候変動に関する政府間パネル第4次評価報告書第1作業部会報告書では、気候システムに温暖化が起こっているおり、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定しています。

日本においては、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議にて採択された京都議定書により、平成20年から平成24年までに国内の温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%削減することが国際的に義務付けられています。この京都議定書は、平成17年2月に発効し、これを受けて、平成17年4月に京都議定書目標達成計画が策定されました。また、平成10年10月には、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確にするとともに、地方公共団体の事務事業に対し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画を策定するものとした地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」といいます。）が制定されています。

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」といいます。）では、平成20年度から平成24年度までを計画期間とした企業団地球温暖化対策実行計画（以下「第2次実行計画」といいます。）を策定し、省エネルギー対策など温室効果ガスの排出量を抑制する取組を進めてきました。

この度、第2次実行計画期間の終期を迎えたことから、計画の一部を改訂し、引き続き温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進するものとします。

なお、国が新たに温室効果ガスの削減目標を定めた場合には、適宜、本計画の目標値を見直すこととします。

2. 第2次実行計画における温室効果ガスの排出量に関する目標の達成状況

第2次実行計画では、温室効果ガスの排出量に関する目標として、温室効果ガスの総排出量を平成24年度までに平成18年度比で6.0%削減します。また、取水量1m³当たりの温室効果ガスの排出量を平成18年度比で1.0%削減するという目標を掲げており、平成24年度で平成18年度比6.0%削減し、目標を達成しています。

平成24年度における目標達成状況は次のとおりです。

		H18 基準年度	H24 実績	削減率 (H18対H24)	第2次実行計画 削減目標
排出 目標	取水量1m ³ 当たりの温室効果ガスの排出量 ・・・(A) / (B) (kg-CO ₂ /m ³)	0.1860	0.1748	△6.0%	△1.0%
	活動 区分 の 目標				
	電気使用量（事務活動に係わる）(kwh)	598,476	134,067	△77.6%	△60.0%
	水道使用量（事務活動に係わる）(m ³)	46,896	28,548	△39.1%	△2.5%
	印刷物の数量(枚)	405,757	180,765	△55.4%	△2.5%
	コピー用紙（A4換算）(枚)	1,770,708	2,315,500	30.8%	△2.5%
	公用車の使用燃料ガソリン(ℓ)	29,851	24,406	△18.2%	△5.0%
	公用車の使用燃料軽油(ℓ)	163.24	272.56	67.0%	△5.0%
参考	温室効果ガスの総排出量・・・(A)(kg)	72,804,445	99,260,982	36.3%	△6.0%
参考	取水量(社家・飯泉)・・・(B)(m ³)	391,352,600	451,142,200	15.3%	—

※温室効果ガスの排出量は、法施行令(平成11年4月7日政令第143号)の排出係数を使用して算出しています。

3. 実行計画の見直しの要点

(1) 温室効果ガスの排出量に関する目標

京都議定書では、平成20年から平成24年までの第1約束期間に国内における温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%削減するという目標を掲げていたことから、第2次実行計画では、京都議定書で掲げる目標を達成するため、温室効果ガスの排出量に関する目標として、温室効果ガスの総排出量を平成24年度までに平成18年度比で6.0%削減する。また、取水量1m³当たりの温室効果ガスの排出量を平成18年度比で1.0%以上削減するという目標を掲げていました。一方、日本政府は、京都議定書の第2約束期間（平成25年以降）における目標設定には参加せず、自主的な取組みを進めることとし、当面、地方公共団体、事業者等に対し、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組みを推進することを求めています。

このため、本実行計画においては、引き続き切れ目なく地球温暖化対策を推進するため、現行の第2次実行計画と同様の目標を設定したうえで、目標の達成に向け期間を平成32年度まで延長します。

なお、国が、新たな計画を策定し、温室効果ガスの削減目標を定めた場合には、適宜、本計画の目標値を見直すこととします。

(2) 推進・点検体制の強化

地球温暖化対策に係る取組を企業団として総合的に推進するため、環境保全対策推進委員会を設置します。

II 基本事項

1. 期間及び基準年度

本実行計画の期間は、平成25年度から平成32年度までの8ヵ年とし、基準年度は平成18年度とします。

2. 実行計画の対象範囲

本実行計画の対象範囲は、企業団の全ての組織・施設における全ての事務・事業とします。

3. 温室効果ガスの種類

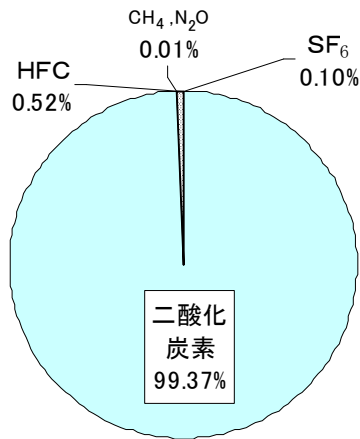
温室効果ガスとは、地球温暖化の原因となる気体であり、法に基づき排出量を把握する対象となるものは、次の7種類の物質です。

温室効果ガスの種類	主な発生源	企業団での主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	電力及び燃料の使用
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占める。	自動車の走行、ガス・ガソリン機関での燃料使用
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	自動車の走行、ガス・ガソリン機関での燃料使用
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用する。	カーエアコンの使用・廃棄
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用する。	該当なし
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用する。	電気機械器具の使用・廃棄
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶の製造時にエッチングガスとして用いられる。	該当なし

Ⅲ 平成18年度の温室効果ガス排出状況について

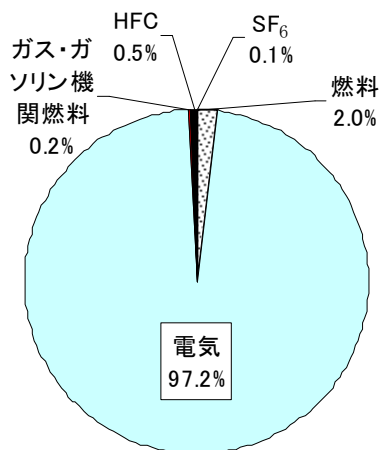
基準年度である平成18年度の温室効果ガス排出状況は、次のとおりです。

1. 温室効果ガスの種類別排出量



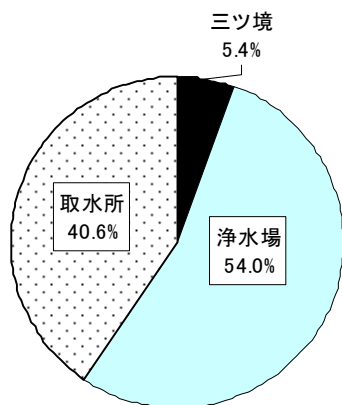
温室効果ガスの種類	平成18年度
二酸化炭素(CO ₂)	72,343,414
メタン(CH ₄)	2,476
一酸化二窒素(N ₂ O)	2,986
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	382,077
パーフルオロカーボン(PFC)	0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	73,493
合計	72,804,445

2. 活動区別の温室効果ガスの排出量



活動区分	平成18年度
電気	70,764,019
燃料	1,448,933
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	382,077
ガス・ガソリン機関の燃料	114,767
六ふっ化硫黄(SF ₆)	73,493
ディーゼル機関の燃料	18,658
自動車の走行距離	2,499
パーフルオロカーボン(PFC)	0
合計	72,804,445

3. 事業所別の温室効果ガスの排出量



事業所	平成18年度	
三ツ境本庁舎	3,960,402	
浄水場	西長沢・相模原・伊勢原・綾瀬	39,310,163
取水所	飯泉・社家・水質	29,533,879
合計	72,804,445	

- ※ 各項目は、小数点以下四捨五入しているため、各項目の計と合計欄が一致しない場合があります。
- ※ 温室効果ガスの排出量は、法施行令(平成20年6月13日政令第195号)に定める排出係数を使用して算出していますが、電力に係る温室効果ガスの排出量は、平成18年度の電力会社の排出係数を使用して算出しています。

IV 温室効果ガスの排出量等に関する目標

1. 温室効果ガスの排出量に関する目標

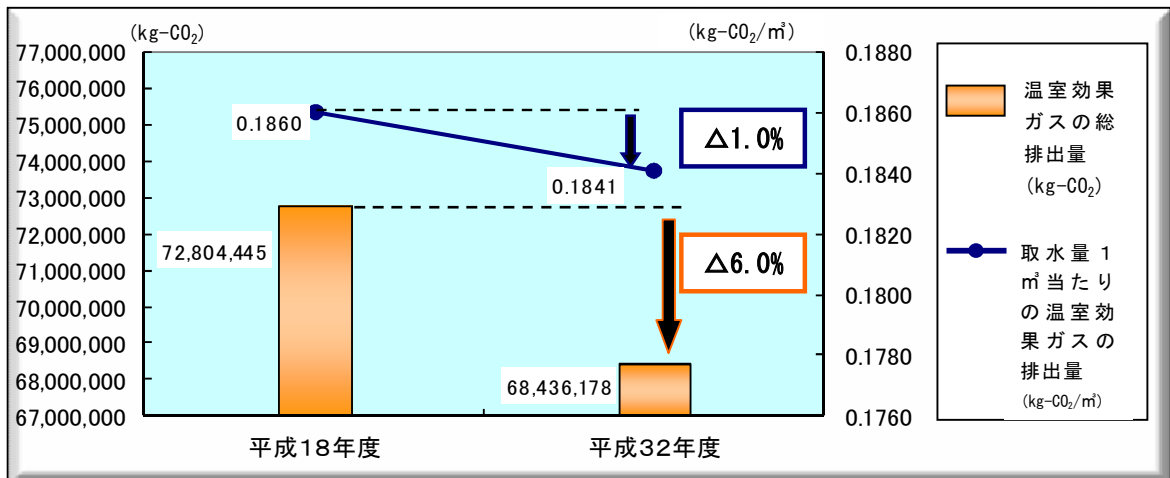
本実行計画では、温室効果ガスの総排出量[※]を平成32年度までに平成18年度比で6.0%削減します。また、取水量1m³当たりの温室効果ガスの排出量を平成32年度までに平成18年度比で1.0%削減します。

※ 温室効果ガスの総排出量とは、企業団の全ての組織・施設における事務事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量の合計量をいいます。

目
標

温室効果ガスの総排出量を **6.0%**削減します。

取水量1m³当たりの温室効果ガスの排出量を **1.0%**削減します。



温室効果ガスの排出量の算定方法について

温室効果ガスの排出量は、「法に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき原則として、下記のとおり算定します。

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{活動量} \times \text{活動量当たりの排出係数}^{*1} \times \text{地球温暖化係数}^{*2}$$

※1 活動量当たりの排出係数は、法施行令第3条に定める係数を使用しますが、電力の排出係数については、電力会社が毎年度公表する係数を使用します。ただし、電力の排出係数が変動する場合、取水量1m³当たりの温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、電力の排出係数を固定し、基準年度である平成18年度の係数を計画期間中継続して使用します。

※2 地球温暖化係数は、法施行令第4条に定める係数を使用します。

2. 温室効果ガスの排出量を削減するための個別数値目標

(1) 電力量の削減

項目	目標 (H25~H32)
事務活動に係る購買電力量 (三ツ境本庁舎のみ)	平成18年度比で 60.0% 削減します。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

項目	目標 (H25~H32)
公用車の燃料使用量 (ガソリン・軽油)	平成18年度比で 5.0% 削減します。

3. 環境負荷を低減するための個別数値目標

(1) 水道使用量の削減

項 目	目 標 (H25～H32)
事務活動に係る水道使用量	平成 18 年度比で 2.5%削減 します。

(2) 用紙類及び印刷物使用枚数の削減

項 目	目 標 (H25～H32)
印刷物の数量	平成 18 年度比で 2.5%削減 します。
コピー用紙の購入枚数	平成 18 年度比で 2.5%削減 します。

V 目標の達成に向けた取組

1. 温室効果ガスの排出量を削減するための取組

(1) 日常的に全職員が実施する取組

ア 電力量の削減

(ア) 冷暖房・空調機器

- ・夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着（ウォームビズ）の工夫により冷暖房の使用を押さえます。
- ・冷暖房、空調の使用時には、窓・出入り口の開放禁止を徹底するとともに、ブラインド・カーテンの利用を工夫します。
- ・使用していない部屋の冷暖房、空調は、停止します。

(イ) 照 明

- ・始業前、昼休みの照明を必要最小限とします。
- ・残業時には照明を必要な部分のみとし、最終退出者は消灯を確認します。
- ・自然光を採用し、昼光のみで必要照度が得られる場合は、窓際などの照明を可能な限り消灯します。
- ・トイレ、会議室、給湯室、更衣室など使用頻度の低い部屋の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯します。

(ウ) 電気機器等

- ・昼休み、会議時などパソコン、プリンター等を長時間使用しないときは、電源を切ります。
- ・OA機器の節電・待機モードを積極的に利用します。
- ・コピー機は、使用后必ず節電モードにします。
- ・待機電力を削減するため、長期間使用しない電気機器の電源は、コンセントから抜きます。
- ・エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行します。
- ・未使用時には、暖房便座の蓋をしめます。

イ 公用車の利用

(ア) 公用車の利用方法の検討

- ・出張に際しては、公共交通機関の利用に努めます。
- ・同一方面への出張に関しては、相乗りを努める等公用車の効率的利用を図ります。

(イ) エコドライブの徹底

- ・アイドリングストップを励行します。
- ・不要な物は、積載しないようにします。
- ・急発進、急加速、空ぶかし等を抑制します。
- ・自動車のタイヤの空気圧の調整、整備・点検を徹底します。
- ・カーエアコンの使用を抑制します。

(2) 施設等の管理に当たっての取組（施設及び公用車の管理を行う所属の取組）

ア 省エネルギーの推進

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律、エネルギー管理指針及びエネルギー管理標準に基づき、企業団における全ての施設のエネルギーの合理化を図ります。
- ・冷暖房、空調の温度設定に当たり、適正な温度管理を行います。
- ・利用場所の明るさや利用目的に応じて、蛍光灯の間引きを行います。
- ・照明器具の定期的な清掃を行います。
- ・照明機器は、極力省エネルギー型に切り替えます。
- ・電気の使用量を報告します。

イ 新エネルギーの活用

- ・小水力発電施設において発電した電力を活用します。
- ・新エネルギー（太陽光等）の活用をします。

ウ 公用車の導入

- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の導入を行います。
- ・低排出ガス認定車及び八都市指定低公害車の導入を行います。
- ・公用車の導入の際は、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮します。
- ・公用車の燃料使用量を報告します。

エ 燃料の削減

- ・企業団各施設でのA重油、灯油、軽油、都市ガス、LPGの使用量を削減します。
- ・A重油、灯油、軽油、都市ガス、LPGの使用量の報告をします。

オ 代替フロンの管理

- ・代替フロンを使用している空調設備機器等の漏洩チェックを行います。

カ 周辺の自然環境の保全

- ・樹木、芝生等の適正な管理に努めます。
- ・ビオトープ（人工的に作られた植物、魚、昆虫等の生物が暮らす湿地帯）の適正な管理を行い、湿地環境の保全に努めます。

(3) 施設等の設計、施工、解体、修理、廃棄に当たっての取組（施設等の設計、施工、解体、修理、廃棄を行う所属の取組）

ア 周辺や屋上の緑化

- ・敷地内、壁面、屋上の緑化を検討します。

イ 温室効果ガスの排出の少ない設備等の導入

- ・エネルギー効率の良い（温室効果ガスの排出の少ない）設備の導入・更新を進めます。
- ・トップランナー方式*の機器の採用を積極的に進めます。
- ・製品を購入する際は、できるだけHFC、SF₆等を使用していない製品を選ぶように配慮します。

- ・工事車両からの温室効果ガスの排出抑制のため、資材運搬車両の台数・運転時間・運搬ルート等の運行方法を事前検討します。

※トップランナー方式とは、エネルギー消費機器のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律で指定するもの（乗用自動車、エアコン、蛍光灯、変圧器等）について、現在商品化されている製品の中で、エネルギー消費効率が最も優れている機器の性能に満足することなく、さらなる効率改善に努め、CO₂排出量の削減に貢献しようとするものです。

ウ 省エネルギー対策

- ・水力、太陽光などの新エネルギーの活用をします。
- ・自然光に配慮した照明機器の配置を考えます。
- ・外気の流入・遮断が可能な建具の採用を図ります。
- ・日射調整フィルム、複層ガラス、熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用します。
- ・省エネルギー型照明機器、省エネルギー空調設備の採用を図ります。

エ 温室効果ガスの低減に資する素材の選択

- ・施設の設計・施工において、環境負荷の少ない型枠を利用し、合板型枠の効率的・合理的利用や鋼板型枠の使用を図るとともに型枠を使用しない工法の採用を検討します。
- ・施設の設計・施工において、建築解体物再生品等の再生素材の利用を図ります。
- ・エコケーブル[※]の積極的採用を図ります。

※エコケーブルとは、リサイクル性に優れ廃棄時にダイオキシンの発生がないケーブルのことをいいます。

オ 代替フロンの回収等

- ・修理時、廃棄時の代替フロンの回収、再利用、破壊を適正に行います。

カ 建設副産物の減量及び再資源化

- ・建設副産物の有効利用・発生の抑制（設備のユニット化）を検討し、建設副産物の排出抑制に努めます。
- ・建設廃棄物の処理状況の確認を行います。
- ・請負業者へ廃棄物の分別排出の徹底を指示し、建設廃棄物の再資源化を図ります。
- ・建設副産物の発生量及び再資源化率等を報告します。

2. 環境負荷を低減するための取組

温室効果ガスの排出量の削減に間接的に影響し、環境負荷を低減するための取組として次の取組を行います。

(1) 水道使用量の削減

- ・公用車の洗車回数の削減やバケツ利用による洗車に努めます。
- ・日常における洗面所や給湯室における節水を行います。
- ・水の使用量を報告します。

(2) 用紙類及び印刷物使用枚数の削減

- ・会議、研修会等での封筒の配布を控えます。
- ・会議、研修会等の資料は、ページ数・部数を必要最小限にします。
- ・会議、研修会等では、パソコンによるプレゼンテーションや投影機能付きプロジェクターを活用し、資料をコンパクトにまとめるなどして、配布資料の削減を図ります。
- ・庁内向けの資料は、情報共有システム等に掲載するなどして、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくします。

- ・情報共有システム等に掲載された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は、最小限とします。
- ・プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷し、可能な限り、縮小・集約印刷とします。
- ・プリンターやコピー機で印刷する場合は、可能な限り、未使用裏面への印刷を行います。
- ・印刷物を刷る際は、その頁数や部数が必要最小限の量となるよう考慮し、残部がでないようにします。
- ・事務手続きの簡素化を推進し、紙による作業を必要とする事務を可能な限り削減するようにします。
- ・印刷物、コピー用紙の使用量を報告します。

(3) 環境に配慮した物品の購入等

- ・環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、紙類、文具類、オフィス家具、OA機器、家電製品、照明、作業服等を購入します。
- ・環境ラベルやエコマーク等の付された製品を購入します。
- ・再生紙の使用促進のため印刷物に再生紙使用等の表示をします。

(4) 3Rの推進（3R＝リデュース・リユース・リサイクル）

ア リデュース（ゴミの発生抑制）

- ・使い捨て製品の使用や購入を抑制します。
- ・詰め替え、再利用、長期使用が可能な製品を購入します。
- ・物品等を購入する場合には、その必要性を十分考慮し購入量を削減します。
- ・修繕可能な製品については、新規購入を控え修繕して使用します。

イ リユース（再利用）

- ・使用済封筒、ファイリングフォルダー等の事務用品を再利用します。
- ・詰め替え、再利用、長期使用が可能な製品を使用します。
- ・使用しなくなった棚、机、椅子等は、他所属での再利用に努めます。

ウ リサイクル（再資源化）

- ・事業所ごとに決められた分別方法に従い、一般ごみ、廃プラスチック、用紙類などの分別収集を行います。
- ・浄水処理工程における浄水処理発生土の有効利用を図ります。

(5) 産業廃棄物の適正処理

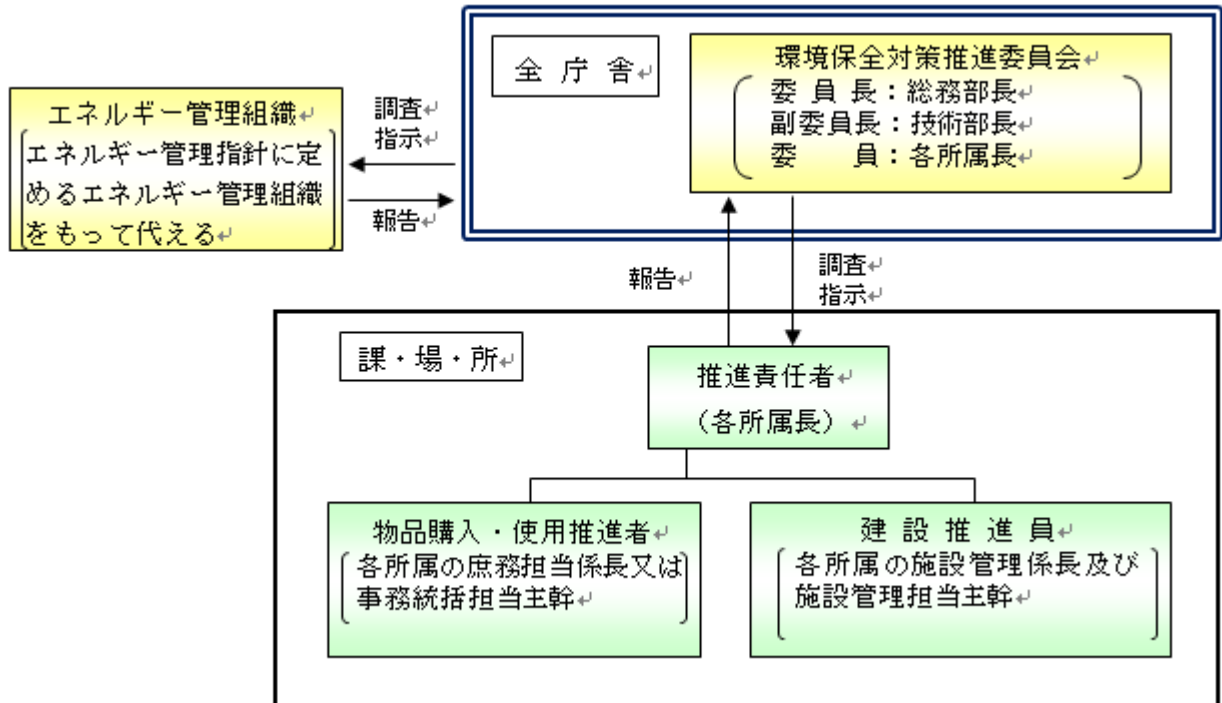
- ・産業廃棄物に関する法令等に基づき産業廃棄物の適正な処理を行います。

VI 実行計画の推進、点検及び評価

1. 推進・点検体制

実行計画を推進・点検するための組織及び業務分担は、次のとおりとします。

(1) 組織



(2) 業務分担

組織	業務分担
環境保全対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の推進・策定 ・実行計画の実施状況の点検及び評価及び総括的把握 ・実行計画の見直し ・職員への啓発・研修
推進責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・所属における実行計画の取組の推進及び実施状況の把握
物品購入・使用推進者	<ul style="list-style-type: none"> ・物品やサービスの購入、使用及び廃棄に関する取組の推進
建設推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築、管理等に当たっての取組の推進

2. 点検、評価及び見直し

実行計画の実施状況の点検は、環境保全対策推進委員長が別に定める調査様式を用いて行うものとし、毎年その結果を評価し、評価書を作成します。

また、必要性に応じて実行計画の見直しを環境保全対策推進委員会において実施します。

3. 職員への啓発・研修

環境保全対策推進委員長は、職員に対し地球温暖化対策に関する研修等を計画的に行い、環境問題に対する自覚と取組に必要な教育を行い、職員の意識の向上を図るものとします。

4. 公表の手続

実行計画及び評価書は、三ツ境本庁舎掲示板への掲示及び企業団ホームページ等への掲載により公表します。

第2次神奈川県内広域水道企業団
地球温暖化対策実行計画
(改訂版)

発行日 平成25年11月19日

発行 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課

所在地 〒241-8525 神奈川県横浜市旭区矢指町1194番地

連絡先 電話 045(363)1111

F A X 045(362)1121

ホームページ <http://www.kwsa.or.jp>